## 4-2 平等権と、関連の問題 <標準編>

現在の日本では次のような問題が平等権の侵害と主張されている。【①】

## 外国人や異 民族の差別

**○外国人登録制度(<参考>指紋押捺拒否運動)**:連続 90 日以上日本に滞在する外国人は外国人登録を行い、外国人登録証を携帯しなければならない。1993 年

までは指紋押捺も義務付けていたため外交問題になった【②】。〇不法滞在者の難民不認定・強制送還の問題:観光ビザなどで入国しそのまま住みついた外国人(不法滞在者)が日本で結婚し子どもが生まれた場合でも、日本政府は難民認定せず本国に強制送還する場合がある。〇公務就任権の制限:東京都職員である在日韓国人が管理職登用試験を受験しようとしたところ、日本国籍がないことを理由に受験を拒否された事件がある。〇外国人労働者の低賃金労働:労働ビザで入国し労働している外国人に対する賃金は、一般的に非常に低い。最近では「研修生制度」が問題になっている。〇在日朝鮮人や在日イスラム教徒に対する差別:かつて民族衣装チマチョゴリを着ている朝鮮学校の女子生徒に対する暴行事件が社会問題となったことがある。最近ではイスラム教徒に対する嫌がらせがある。【③】〇アイヌ民族に対する差別も残存している。

## 信条による 差別

○労働組合員・共産党員や、その支持者に対する差別:労働組合員や共産党員であることを理由に、昇進・ 昇給・転勤の際に差別した事件がある。○オウム真理

**教の一般信者に対する差別**: オウム真理教の信者であること (=偏見) を 理由に、転入 (住民登録) や入学を拒否する自治体や大学があり、裁判で 争われたことがある。

## 女性に対す る差別

日本は女性差別撤廃条約に加盟しているが、女性に 対する差別はなくなっていない。**〇女性の賃金・昇進 における事実上の格差**:同じ仕事をしている男性より

も低賃金で昇進が遅いなどの問題がある。【④】〇夫婦同姓の義務づけ:民法は、婚姻届をした夫婦の同姓を義務づけているが、現実には圧倒的に女性が改姓させられている【⑤】。〇離婚時の原姓復帰制限:離婚したときは、結婚前の姓か離婚時の姓しか選択できないため離婚時の姓で再婚し再び離婚したときは初婚前の姓に戻れない。〇再婚禁止期間:女性は離婚後6ヶ月間は再婚できない。〇性的役割分業:家事・育児労働の女性への偏重。〇女性差別的な文化の残存:相撲や寺院の「女人禁制」、学校における男女

- ①ここには、裁判所の 確定判決で平等権侵害 が認めたもの以外に も、広く一般的に不平 等が問題となっている ものも含めている。
- ②「テロリストの入国 防止」のために、2007 年から再び、日本に入 国する外国人に対して 指紋押捺が義務付けら れるようになった。

③在日韓国人や在留外 国人には納税の義務は あるが、選挙権は与え られていない。「せめて 地方参政権だけでも与 えてはどうか」という 意見もあるが、実現し ていない。

- ④女性の働く権利をめ ぐる問題点について は、第7章第5節も参 照せよ。
- ⑤最近では、婚姻届を しない事実婚夫婦や、 婚姻届をしても日常生 活では旧姓を通称とし て使い続けるカップル が現れている。

別名簿など。**〇男女の結婚適齢の違い**:男 18歳に対して女 16歳。

子どもに対する差別

子どもに対する差別もなくなっていない。**〇非嫡出 子差別**:婚姻届をしない男女から生まれた子ども(非

嫡出子) は、遺産相続における法定相続分が嫡出子の

半分である。【⑥】**〇離婚後300日以内に生まれた子供に対する差別**:離婚後300日以内に生まれた子は、機械的に離婚前の夫の子とされる。最近「離婚後に妊娠したときには新しい夫の子とする」旨の通達があったが、「離婚前に妊娠していた場合は従来通り」で完全には解決していない。**〇代理出** 

**産で生まれた子供に対する差別**:代理母の子としか認められない。【⑦】

社会的地位による差別

○部落差別:古くから続いてきた差別が今なお残り、 多くの人々が就職や結婚などにおいて差別的扱いを受けている。同和対策事業はそれを解消するための公の

活動である。**〇生活保護の受給制限**:生活保護を申請に来た人に適切な保護が与えられていないという問題が大きくなっている。**〇残留孤児・残留婦人の問題**:日本語が不十分なため帰国しても生活に困っている人々が放置されている問題。最近ようやく日本政府は待遇の改善に向けて動き出したが十分ではない。【8】

障害者に対 する差別 ○不適格条項問題:「色覚異常の人には受験資格を認めない」などの差別。○学生無年金障害者問題:国民年金への加入が義務付けられていなかった時代だった

年金未加入であることを理由にまったく障害年金が支給されていない問題がある。〇障害者自立支援法と障害者の賃金:障害者は就労しても一般的に賃金が安い。そのうえ就労施設の利用料金まで負担させられている。〇 医療的ケアが必要な子供の保育園入園拒否事件。〇病気感染者などに対する差別:特効薬の発明によって完治するようになった後もハンセン病患者を不合理な理由で隔離を続けた問題があった。〇原爆症・公害病の患者などに対する差別:患者認定をしない、生活救済をしないなどの問題がある。

ために年金に加入していなかった学生が、障害を負ったにもかかわらず、

その他の差 別 ○選挙における一票の格差(議員定数不均衡の問題):「国会議員の定数配分が、地方に多く大都市に少ない」状況になっているという問題がある。○受刑者

**に対する差別**: 刑務員による虐待問題。新聞が自由に読めないなど生活環境における問題が指摘されている。**〇女性天皇問題、皇族の婚姻の問題**: 現在の制度では女性は天皇になれない(皇室典範1条)。また皇族男子が結婚するには皇室会議での審議が必要である(同10条)。

⑥子の続柄の記載は、 住民票については1995 年にすべて「子」に統 一された。戸籍につい ては2004年に非嫡出 子も「長男(長女)」「二 男(二女)」と記載され るようになったが、出 生の順序を記載する必 要性をめぐり議論があ る。

⑦その他に、結婚していない日本人の父と外国人の母との間に出せとの間に出せと父による認知があった場合に限って日本国籍法の規定は、2008年6月の最高裁判決でし、違憲」とされた。

そのため同年 12 月 に同法は改正され、婚 姻要件が削除されて父 親の認知だけでよいこ ととなった。

⑧尊属(父母や祖父母など)を殺害した場合に通常より重い刑罰を課すと規定した刑法は、1973年の最高裁判決で違憲とされた。

コメント [n1]: 2007 年度教科 書『現代社会』(東書・現社 001)、 p 118